

千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針（改正案）の概要

1 趣旨

厚生労働省老健局長から「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の通知があったことを踏まえて、令和6年度介護報酬改定や老人福祉法施行規則改正等の整合を図る必要があることから、文言を含め所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

（1）令和6年度介護報酬改定を踏まえた見直し

令和6年度介護報酬改定により、指定特定施設等において、協力医療機関との連携体制の構築、感染症対応力の向上、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携等の見直しが行われたことを踏まえ、有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるもの。

（2）既存建築物等の活用の場合等の特例について

戸建住宅等（延べ面積200㎡未満かつ階数3以下）を有料老人ホームとして活用する場合、利用者が迅速に避難できる措置を講じる場合においては、建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しないこととする。

（3）老人福祉法施行規則の一部改正に伴う見直し

老人福祉法施行規則に規定する有料老人ホームの設置者が都道府県知事へ報告すべき事項に、高齢者虐待の防止、身体的拘束等の適正化の推進、安全管理及び衛生管理に係る取組状況を追加する改正を反映させたもの。

（4）一部の有料老人ホームに不適切な事案が発生したことに伴う見直し

一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。

3 施行予定期日

令和7年3月（予定）